

可決された意見書・決議・条例等

議員提出議案第1号：地方財政の充実・強化を求める意見書

(議決日 6月21日)

本県は「平成28年熊本地震」「新型コロナウイルス感染症」「令和2年7月豪雨」の3つの大きな課題への対応が求められる中、平成28年熊本地震と令和2年7月豪雨からの創造的復興を両輪に、新型コロナウイルス感染症による社会の変容を見据えた「新しいくまもと」を創造することを目指し取組みを進めている。

これまで、激甚災害指定や補助制度の創設、補助率の嵩上げなど、国による様々な御支援をいただきながら対応しているが、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢に伴う原油価格の高騰、原材料・資材価格の上昇等の影響も見込まれる中、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨災害関連事業に係る地方債の償還も重なり、財政運営は厳しい状況に陥ることが懸念される。

他方で、少子高齢化対策や地域経済活性化、産業人材の確保、住民の安全・安心の確保など、住民ニーズの多様化・高度化が進む中、地方創生・人口減少対策をはじめ、国土強靱化のための防災・減災対策、デジタル化の推進、脱炭素社会の実現など、様々な課題にも直面している。

よって、国におかれては、今後の政府予算と地方財政の検討において、地方が責任を持って地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担い、平成28年熊本地震、新型コロナウイルス感染症、令和2年7月豪雨への対応について万全を期すため、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 地方創生・人口減少対策や社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、デジタル化の推進、脱炭素社会の実現に向けた取組、感染症対策等増大する地方自治体の財政需要や、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢に伴う原油価格の高騰、原材料・資材価格の上昇等を契機とした地方経済への影響を踏まえ、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、令和5年度(2023年度)以降においても、地方財政計画に確実に反映し、安定的な財政に必要な地方一般財源総額の充実・確保を図ること。
- 2 熊本地震及び令和2年7月豪雨からの創造的復興を成し遂げられるよう、安全安心なまちづくり等への国庫補助制度創設や補助率嵩上げ、地方財政措置の拡充等、財源確保のための特別な財政支援措置を継続的に講じること。
- 3 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等について、新たな変異株による感染急拡大の可能性や、ウクライナ情勢の影響に伴う原油価格の高騰や原材料・資材価格の上昇等の影響を受けた生活者及び事業者の負担軽減に資するよう、適宜かつ継続的に財源措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(防災及び地方創生)

議員提出議案第2号：全国的な教員不足の解消並びに個別最適な学びの実現に向けた教職員の定数増及び教育環境整備に関する意見書

(議決日6月21日)

国内外で大きな社会変動が起こり、予測困難な時代が到来する中で、次代の我が国を担う子どもたちが確かな学力を身につけ、人生を自ら切り拓く力を培うことが必要である。

子どもたち一人ひとりの状況に応じた個別最適な学びを実現するため、学校の指導・運営体制の充実強化や教育環境の整備が進められているが、特に児童生徒の教育及び学校運営の要となる教職員の確保が重要となる。

国においては、質の高い教育の実現に向け、義務標準法を改正し、令和3年度からの5年間で公立の小学校の学級編製の標準を段階的に40人から35人に引き下げるとともに、そのために必要な教職員定数の計画的な改善を図ることとした。

今後も更なる加配の充実や中学校における35人学級の導入に向けた検討が求められるが、現在、本県も含めて全国的に教員不足の問題が深刻化しており、教職員の定数増の前提として、教員のなり手を確保することが喫緊の課題である。

さらに、本県では、世界的半導体企業であるTSMC社が県内に新工場を建設し、令和6年末までに稼働開始予定である。これに伴い、同社社員の家族である多くの外国人児童生徒を受け入れ、適切な支援を行う必要が生じている。

よって、国におかれては、全国的な教員不足の改善を図りつつ、地方自治体が地域のニーズを踏まえて計画的に教育行政を進めることができるように、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 教職員に係る勤務時間の適正化や業務改善・効率化への支援、イメージアップの取組や教員養成大学における教育の充実など、教員不足の解消に向けた実効性のある取組を推進すること。
- 2 中学校における35人学級の導入を含めた段階的な学級編製の標準の引き下げ、少人数指導等の加配の充実など、教職員の定数増を推進すること。
- 3 外国人児童生徒の受け入れに向けた教職員の配置増に必要な加配等の措置や、支援員の配置、施設整備等の教育環境整備に対する財政支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣

議員提出議案第3号：原油価格・物価高騰等対策に関する意見書

(議決日6月21日)

新型コロナウイルス感染症による国民生活や経済への影響が続く中、ロシアによるウクライナ侵略などの影響により、原油や穀物等の国際価格の上昇、農林水産物や原材料等の安定供給の停滞など、国民生活

に不安が生じている。

特に、原油価格・物価高騰等による生産コストの上昇に対して十分な価格転嫁が困難な農林水産業、中小企業等においては、昨年度から極めて厳しい状況になっている。

国においても、今年3月の「原油価格高騰に対する緊急対策」に加え、4月26日には「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を取りまとめ、直面する物価高騰による影響を緩和するため緊急かつ機動的に対応することとされている。また、6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」（骨太の方針）においても、エネルギー安全保障及び食料安全保障の強化に取り組むこととされている。

しかしながら、原油価格・物価高騰等の鎮静化が見通せないことから、影響が長期にわたることも懸念される。

よって、国におかれては、我が国の経済や国民生活に及ぼす影響を最小限にとどめるため、引き続き下記の事項について迅速かつ確に対策を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 原油等の価格動向とその影響を注視するとともに、状況の変化に応じて、迅速かつ機動的な追加対策を講じること。
- 2 農林漁業者、運送業者、地域公共交通事業者、商工業者など、産業界全体に対する総合的な支援を確実に実施すること。
- 3 農林漁業者等の経営安定のため、肥料・資材価格高騰に対する恒久的な対策の創設、配合飼料や燃油の価格高騰対策等の制度拡充を図ること。
- 4 運送業界の経営安定化のため、燃料費負担を軽減する補助支援制度及び高速道路料金割引の更なる拡充を図ること。
- 5 脱炭素社会の実現に向けた、省エネルギー・再生可能エネルギー導入の更なる推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

委員会提出議案第1号：地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書

（議決日6月21日）

消費者被害・トラブル額は、令和2年（2020年）1年間で約3.8兆円と言われている。

これらの消費者被害を防止・救済するためには、相談体制を確保することをはじめとした地方消費者行政の強化が非常に重要である。全ての地域において専門の相談員による相談を受けられる体制を確保するためにも、地方公共団体が消費者行政を推進していくことが喫緊の課題となっている。

そのためには、地方消費者行政に係る経費について、将来にわたり、継続して国が担っていくことが不

可欠である。しかしながら、国が地方消費者行政に対して措置する交付金の予算額が消費者庁創設時に比べ大幅に減額されているとともに、活用等に制限が定められており、このままでは地方消費者行政が後退するおそれがある。

このことは、地方公共団体だけの問題ではない。地方支分局を持たない消費者庁が全国的に消費者政策を展開させるためには、地方公共団体が消費者行政を行う必要がある。今般の交付金の大幅な減額により、地方消費者行政が後退することは、国全体の消費者行政の後退につながるものであり、国民生活の安定が脅かされることにつながるものである。

よって、国におかれては、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 国において、地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置を検討すること。
- 2 少なくとも、地方公共団体が消費者行政を行うために必要な予算措置を行い、地域の実情に合わせた活用ができる仕組みとすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）